

<報道発表資料>

令和 7 年 3 月 3 1 日

京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

令和 7 年度「京都市防犯カメラ設置促進補助事業」の募集

京都市では、平成 24 年度から、街頭での犯罪を抑止することを目的として、地域団体を対象とする防犯カメラ設置促進補助事業を実施しています。

平成 27 年度からは、京都市と京都府警察により締結した「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の一環として実施しています。

この度、市内全域への防犯カメラの更なる普及のため、令和 7 年度の募集を行います。

<対象について>

自治連合会、町内会などの地域団体（商店街は対象外）で、以下の 4 つの要件を全て満たす団体が補助の対象です。

- (1) 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
- (2) 活動を行う地域の多数の世帯、住民で構成されていること。
- (3) 活動を行う地域の世帯、住民が自由に加入できること。
- (4) 規約や代表者を定めていること。

※ 過去 3 年度以内（令和 4 年度～令和 6 年度）に同事業で補助を受けた地域団体は補助対象外です。ただし、公園に設置する場合、撮影範囲の大部分が公園になる場合は補助対象となります。

<防犯カメラの撮影場所・設置場所について>

公共の道路や公園・広場など、不特定多数の者が利用する場所を撮影する防犯カメラが補助の対象です。

※ 新設する防犯カメラの設置場所は、過去 3 年度以内（令和 4 年度～令和 6 年度）に同事業により設置補助した防犯カメラの場所から、一定以上離れている必要があります。ただし、公園に設置する場合、撮影範囲の大部分が公園になる場合は対象外となります。

<補助金の額>

防犯カメラの機器購入及び取付経費の 5 割以内

1 台分につき上限 10 万円（1 団体あたり 2 台まで）

※ 公園に設置する場合、撮影範囲の大部分が公園になる場合は別に 2 台申請可能

※ 維持管理費（ランニングコスト）、自立柱（ポール）の新設に係る経費は補助対象外

<募集期間について>

令和7年4月1日（火）から7月18日（金）

※ 9月末頃までに交付・不交付を決定し、通知します。

<申込みについて>

申請を検討されている地域団体は、所在する地域の区役所・支所に御相談ください。

北 区役所地域力推進室（075-432-1208）	上京区役所地域力推進室（075-441-5040）
左京区役所地域力推進室（075-702-1029）	中京区役所地域力推進室（075-812-2426）
東山区役所地域力推進室（075-561-9114）	山科区役所地域力推進室（075-592-3088）
下京区役所地域力推進室（075-371-7164）	南 区役所地域力推進室（075-681-3417）
右京区役所地域力推進室（075-861-1264）	西京区役所地域力推進室（075-381-7197）
洛西 支所地域力推進室（075-332-9318）	伏見区役所地域力推進室（075-611-1144）
深草 支所地域力推進室（075-642-3203）	醍醐 支所地域力推進室（075-571-6135）

<お問い合わせ先>

京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

電話：075-222-3193